

「平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査」 調査概要（案）

1. 調査目的

慢性期入院医療の包括評価調査分科会は、平成16年度より慢性期入院患者に係る患者特性及びサービス提供の実態を調査し、中医協における慢性期入院医療の包括評価に係る基礎資料を提供してきた。この結果、平成18年度診療報酬改定においては、療養病棟入院基本料に、医療の必要性による区分及びADLの状況による区分（以下「医療区分・ADL区分」という。）並びに認知機能障害加算に基づく患者分類を用いた評価が導入された。

平成18年度の調査においては、新たに設定された患者分類手法について、以下の観点から検証を行う。

- ① 患者分類に基づく包括評価導入に伴う職員配置、患者構成、コストの変動
- ② 医療区分の妥当性
- ③ ADL区分の妥当性
- ④ 認知症機能障害加算の妥当性
- ⑤ 患者分類に基づく包括評価導入前後の医療の質の変化
- ⑥ 医療療養病棟の役割
- ⑦ 患者及び施設の介護への移行の状況

2. 調査対象病院

慢性期入院医療の患者像等を適切に評価するために、下記の病棟を有する病院を対象に（平成16年度及び平成17年度の調査に参加した病院）、患者特性調査、コスト調査、タイムスタディ等を実施する。調査対象病院数は、平成16年度調査と同等の90病院程度とする。

- ・ 療養病棟入院基本料2を算定している病棟（医療療養病棟）
- ・ 療養型介護療養施設サービス費を算定している病棟（介護療養病棟）

3. 調査対象病棟（調査対象患者）

各病院の中で選定される調査対象病棟は、調査種類によって異なる。

「患者特性調査」、「施設特性調査」、「病院長に対する基本事項に関する調査」については、療養病床のなかのすべての病棟（回復期リハビリテーション病棟を除く医療療養病棟と介護療養病棟）を調査対象とする他に、平成18年4月1日から平成18年9月30日の間に療養病床から、以下に病棟転換した場合も調査対象の病棟とする。

- ・ 一般病床の特殊疾患療養病棟
- ・ 一般病床の障害者施設等入院基本料算定病棟

「タイムスタディ調査」、「コスト調査」、「レセプト調査（調査病棟）」は、医療療養病棟のなかで、以下の3種類に該当する病棟をそれぞれ1病棟ずつ選定し、一病院で最大3病棟までとする。

- ・ 看護配置が20：1の病棟（8割以上が医療区分2・3）
- ・ 看護配置が25：1の病棟（通常の療養病棟）
- ・ 介護保険移行準備病棟など（6割以上が医療区分1の病棟）

なお、「レセプト調査（国保支払分）」については、療養病棟入院基本料2を算定する入院患者のうち、国民健康保険からの支払いに係る者を調査対象患者とする。

4. 調査内容

（1）患者特性調査

慢性期入院医療の患者像を適切に把握することを目的として、下記の項目を調査項目とする。ただし、「薬剤・衛生材料・特定保険医療材料の使用状況」の項目については、タイムスタディを実施する病棟のみの項目とする。

＜おもな調査項目＞

（患者特性に関する項目）

年齢、入院期間、要介護認定取得の有無、問題行動、ADL、認知症、疾患、病状や栄養状態の程度 等

（医療提供に関する項目）

治療、処置、リハビリテーション実施の状況、薬剤・衛生材料・特定保険医療材料の使用状況 等

調査対象患者は、タイムスタディ実施日（調査基準日）に該当病棟に入院している全ての患者とする（上述しているように、タイムスタディ調査の対象病棟以外の病棟についても調査を実施することに留意）。調査では、調査基準日の前後 1 日間の状態を評価して調査票に記入する。

なお、調査実施責任者は、調査対象病棟の看護師長とする。医事関連調査項目については事務部門より情報提供を求める。

（２）施設特性調査

調査対象病院における包括評価導入前後の施設属性の状況を把握することを目的として、下記の項目を調査項目とする。調査票の記載は事務部門とする。

＜おもな調査項目＞

医療機関名、現在の診療科目、現在の併設施設・事業の有無、包括評価導入前後の病床数と入院患者の状況、包括評価導入前後の療養病棟の状況、包括評価導入前後の職員配置の状況、包括評価導入前後の入院患者の状況 等

（３）病院長に対する基本事項に関する調査

患者分類の評価や療養病棟の役割などに対する意見・要望を調査することを目的として、下記の項目を調査項目とする。調査票の記載は病院の責任者とする。

＜おもな調査項目＞

患者分類に対する評価、医療区分に対する評価、医療区分・ADL区分評価票の記入負担状況、医療療養病棟の役割、療養病床の転換意向 等

（４）コスト調査

調査対象病院全体のコストから、該当病棟、入院患者一人当たりの費用推計を行うための基礎数値を収集する。

対象期間は、平成 18 年 11 月の 1 ヶ月分とし、事務部門が調査票の記載をする。

(5) タイムスタディ調査

タイムスタディ調査は、患者一人ひとりが受けたケア時間を把握するために、調査基準日に該当病棟に入院しているすべての患者の療養に携わる職員（医師、看護職、看護補助職、薬剤師、PT、OT、ST、MSW、栄養士等）を対象として、その時のケア提供時間を測定する。調査は、各職員による自記式とする。

対象職員の選定や該当病棟内で勤務する看護職、看護補助職への調査票の配付・回収に関する責任者は、調査対象病棟の看護師長とする。部門兼任職員（該当病棟以外の患者にも関わる職員）については、事務部長の責任のもと、前述の看護師長が選定した対象職員リストをもとに、連絡・調整、調査票の配付・回収を実施する。

(6) レセプト調査（調査病棟）

患者の入院基本料A～Eの算定状況や医療区分・ADL区分評価の状況などの把握を目的として、該当病棟における平成18年11月分の入院患者の診療報酬明細書および医療区分・ADL区分評価票のコピーを収集する。

(7) レセプト調査（国保支払分）

医療療養病棟（療養病棟入院基本料2を算定する病棟）における入院基本料A～Eの算定状況などの把握を目的として、国民健康保険からの支払いに係る診療報酬明細書のコピーの1ヶ月分(平成18年10月)を収集する。調査対象患者数は（レセプト件数）、約10万件程度を想定している。

5. 調査実施日

調査基準日は、平成18年11月末日の予定である。

以上